

成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託の取消し・変更の申立てについて

福岡家庭裁判所後見センター

1 この申立てについて

成年被後見人（本人）に宛てた郵便物等を成年後見人に配達する回送嘱託の審判があった後、次のような事情が生じたときは、裁判所の審判を得て、回送を取り消したり、回送の内容を変更したりすることができます。

《取消しの事情の例》

- 当初別居していた成年後見人と本人が回送嘱託期間中に同居するに至った場合
- 回送嘱託期間中に成年後見人が辞任しようとする場合
- その他必要がなくなった場合

《変更の事情の例》

- 回送嘱託の期間を短縮する場合
- 複数後見の事案等で、郵便物等の回送を受ける成年後見人を他の成年後見人に交代する場合
- 本人の住居所の変更により、回送嘱託の対象を新しい住居所に変更する場合
- 回送嘱託の対象である本人の住居所が複数ある場合で、その一部について回送嘱託の必要性がなくなった場合
- 回送嘱託の対象に本人の住居所を追加する場合
- 成年後見人の住所（事務所）の変更により、郵便物等の回送先を新しい住所（事務所）に変更する場合

2 この申立ての留意事項

- (1) この申立てができるのは、本人、成年後見人、成年後見監督人です。既に辞任し、又は解任された元成年後見人は、この申立てをすることができません。
- (2) 本人が死亡した場合は、回送嘱託の取消しの申立てをする必要はありません。本人が死亡した旨を速やかに集配郵便局等に届け出て、郵便物等の回送を中止してもらってください。
- (3) 回送嘱託の期間の伸長の申立てをすることはできません。伸長が必要な場合は、再度回送嘱託の申立てが必要となります。

3 申立てに必要なもの

(1) 申立て費用

- 収入印紙 800円
- 郵便切手 168円（内訳：84円×2）

※ 回送を受けている成年後見人以外の方が申立てをする場合は、1194円（内訳：500円×2、100円×1、84円×1、10円×1）を加算して

ください。

※ 成年後見人が複数の場合は、成年後見人が1人増えるごとに1089円（内訳は上記のとおり）を加算してください。

※ 嘱託先が複数の場合は、嘱託先が1つ増えるごとに84円を加算してください。

※ 郵便切手は貼らずに提出してください。

(2) 提出する書類

申立書

《申立人以外に成年後見人（財産管理権限を有する者）がいる場合》

当該成年後見人の同意書

《成年後見監督人が選任されている場合》

成年後見監督人の同意書

《申立人又は本人の住所に変更があった場合》

住民票（マイナンバーの記載のないもの）又は戸籍附票
又は変更後の登記事項証明書

※ 上記以外に裁判所から書類の提出をお願いする場合があります。

以 上